

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に
ついて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の文言の整理をしたいので、
この案を提出するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）第17条の3第3号及び第4号並びに第17条の4第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第2号）第6条第3号及び第4号並びに第7条第1項第1号及び第3項第1号
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）第6条第2号及び第3号並びに第7条第1項第1号及び第3項第1号

(鶴ヶ島市個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正)

第2条 鶴ヶ島市個人情報保護条例を廃止する条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有

期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。